大阪海区漁業調整委員会における委員候補者の選定委員会規程

（目的）

第１条　この規程は、府が大阪海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）における委員候補者を選定するために設置する「大阪海区漁業調整委員会における委員候補者の選定委員会」（以下「選定委員会」という。）の組織その他選定委員会に関し必要な事項を定める。

（組織）

第２条　選定委員会は、委員三名で組織する。

２　委員は、大阪府環境農林水産部次長、同部水産課長、同課参事をもって充てることとする。

（任期）

第３条　委員の任期は、委員公募の日から、辞令交付の日までとする。ただし、任期途中に前条の職を退いた場合は、後任の者を補欠委員とする。

（委員長）

第４条　選定委員会に委員長を置き、大阪府環境農林水産部次長をこれにあてるものとする。

２　委員長が会務を総理する。

３　委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（職務）

第５条　選定委員会は、次に掲げる事項について審議する。

一　応募者（自薦、推薦）全員の自薦書、推薦書等、履歴書等の内容について審査する。

二　応募者全員を評価基準（別紙）に基づき評価、採点し、候補者を決定する。

２　選定委員会は、前項の職務を常に公正、公平に行わなければならない。

（会議）

第６条　選定委員会の会議は、環境農林水産部長の求めに応じ委員長が招集する。

２　委員長が議長を務める。

３　選定委員会は、委員の過半数の出席がなければ開会することができない。

４　選定委員会の決議は、出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見の聴取等）

第７条　選定委員会は、会議の運営上必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聞くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

（報告）

第８条　選定委員会は委員候補者の選定を行ったときは、速やかに選定の結果を環境農林水産部長に報告する。

（庶務）

第９条　選定委員会の庶務は、環境農林水産部水産課において行う。

（補則）

第10条　この規程の実施に関し、必要な事項は知事が定める。

　　　附　　則

　この規程は、令和２年１０月２０日から施行する。

附　　則

　この規定は、令和６年　７月１６日から施行する。